

平成27年度税制改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、「資本金等の額」および法人市民税の均等割の税率区分の基準が改正されました。

○ 「資本金等の額」の改正について

【改正前】

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額



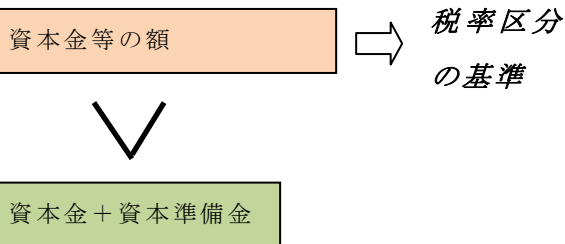
【改正後】

法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額に、無償減資及び資本準備金の減少による欠損の補填を行った場合の補填額を控除し、無償増資の額を加算した金額

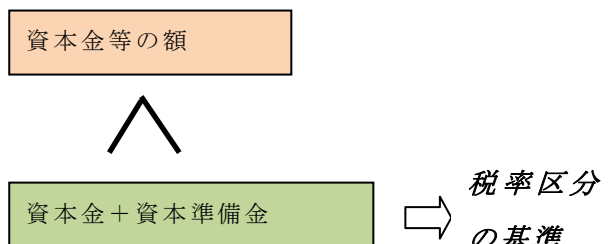
○ 均等割の税率区分の基準の改正について

「資本金等の額」が「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」に満たない場合は、「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」が均等割の税率区分の基準となります。

【資本金等の額の方が大きい場合】



【資本金+資本準備金の額の方が大きい場合】



○ 予定申告の経過措置について

平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告については、改正前の規定より算定した前事業年度の末日現在の資本金等の額を用いることとする経過措置が設けられています。